

報告第 9 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和6年5月30日付けで専決処分したので報告する。

令和6年 6月 21日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和6年4月25日に発生した市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和６年５月３０日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

１３８，７２９円

２ 事故の概要

令和６年４月２５日、高齢者支援課職員が商業施設の駐車場に駐車しようとしてバックした際に、車両右側後方が駐車中の車両の左前方のバンパーに接触したため、当該車両を損傷する事故が発生した。

協議の結果、当該車両の修理費用等を支払うことで相手方と合意した。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する自動車保険から相手方に全額支払う。